

函館市まちかど観光案内所開設要綱

（目的）

第1条 この要綱は、国際観光都市である本市のさらなる観光振興を推進するための函館市まちかど観光案内所（以下「まちかど案内所」という。）の設置に関し必要な事項を定め、市内観光における観光客の利便性を高めるとともに、市民と観光客との交流を通じ、市民と行政との協働による観光地づくりに資することを目的とする。

（実施方法）

第2条 まちかど案内所の開設は、立地上市が開設を適当と認める地点の事業者または個人に依頼するほか、開設を希望する事業者もしくは個人の申し出により、双方の合意に基づき開設する。

（対象）

第3条 まちかど案内所は、当該案内所を開設しようとする建物等を主に使用している団体もしくは個人とする。

（活動内容等）

第4条 まちかど案内所は来訪者に対し次の観光案内等を行うものとする。

- （1）口頭による目的地までの道筋案内
- （2）観光関連施設・交通機関など観光情報の提供

（届出）

第5条 まちかど案内所を開設しようとするものは、函館市まちかど観光案内所開設申込書（第1号様式）を市に提出する。

（合意書の締結）

第6条 市は申込書の内容について開設者と協議し、合意書（第2号様式）を作成する。

2 合意書の有効期限は、取り交わした日の属する年度の末日まで

を原則とし，案内所の閉鎖の申出等がない限り自動継続とする。

（案内所の閉鎖）

第7条 まちかど案内所を開設したものが案内所の閉鎖を希望する場合は，閉鎖を予定する1か月前までに函館市まちかど観光案内所閉鎖申出書（第3号様式）を市に提出するものとする。

2 市は，次のいずれかに該当する場合は，案内所を閉鎖することができるものとする。

（1）前項の届出を受理したとき。

（2）まちかど案内所の活動内容が，合意書の内容に違反するとき。

（3）公共の利益に反し，または反するおそれのある行為を行ったとき。

（4）その他市が特に必要と認めたとき。

3 市は第1項の申出書を受理した際には，市は函館市まちかど観光案内所閉鎖確認書（第4号様式）をまちかど案内所開設者に提出するものとする。

（案内用物品等の支給）

第8条 市はまちかど案内所開設者に対し，観光案内業務に必要な下記の物品を支給する。

（1）来訪者配布用はこだてガイドマップ（函館市・函館国際観光コンベンション協会作成）

（2）その他市が活動に必要なと認めたもの

2 まちかど案内所開設者は，活動中，市から支給する看板等を，案内所を開設した建物等に掲示するものとする。

3 前条により案内所の閉鎖が決定した場合は，支給品の在庫を市に返納し，建物等に設置した表示を撤去する。

（活動時間）

第9条 まちかど案内所の活動時間については，まちかど案内所を開設しようとするものが自ら設定するものとする。

(報告)

第10条 まちかど案内所開設者は、年度ごとに利用状況を月別に
取りまとめ、翌年度の4月末までに市へ通知する。

(担当部課)

第11条 まちかど案内所の円滑な運営のために係る業務は、観光
部観光企画課が行うものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市が定める
ものとする。

附 則

この要綱は、平成16年3月1日から施行する。

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

この要綱は、平成22年7月1日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(第1号様式)

函館市まちかど観光案内所開設申込書

平成 年 月 日

函館市長 様

函館市まちかど観光案内所を開設するものとして、次のとおり申し込みます。

開設者氏名	
開設者住所	
開設者電話番号	
開設者 F A X	
案内所開設地住所	
建物・事業所等の名称	
案内所電話番号	
案内所 F A X	
案内所の開設曜日・ 時間	
案内に携わる人数	
開始予定年月日	平成 年 月 日

合 意 書

(以下「甲」という。)と函館市(以下「乙」という。)は、函館市まちかど観光案内所開設要綱第6条の規定に基づき、下記の事項について合意します。

記

- 1 甲が開設するまちかど案内所所在地
- 2 建物・事業所等の名称
- 3 甲の活動内容等
 - (1) 口頭による目的地までの道筋案内
 - (2) 観光関連施設・交通機関など観光情報の提供
- 4 まちかど案内所の開設曜日・時間
曜日から 曜日 時から 時まで
- 5 乙の役割
 - (1) はこだてガイドマップの提供
 - (2) まちかど案内所表示用看板等の提供
 - (3) その他乙が必要と認めるものの提供
- 6 活動報告
甲は、1ヶ月毎の年間の利用状況を翌年度の4月末までに乙へ通知する。

この合意を証するため本書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 住 所
開設者氏名 印

乙 函館市長 印